

## 聖籠町放課後児童クラブの現状

聖籠町の放課後児童クラブは、小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象とし、授業終了後に小学校の空き教室を利用して適切な遊びと生活場を与えることにより、児童の健全育成を図るとともに保護者の就労支援を目的に運営している。

### 1 設置場所

- ・町の直営で町内全小学校に開設

### 2 設置数

- ・3クラブ開設

### 3 対象児童

- ・小学校1年生～小学校3年生

### 4 開所時間

- ・通常授業日（月曜日～金曜日） 午後1時～午後6時
- ・夏休み等（土曜日、長期休業日）午前7時30分～午後6時
- ※仕事の都合上やむを得ない場合、午後7時まで延長可能

### 5 登録児童等の状況

クラブ名	定員	登録児童数（月平均）			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
蓮野児童クラブ	35	27	27	22	21
山倉児童クラブ	20	16	11	18	16
亀代児童クラブ	35	27	18	19	19
計	90	70	56	59	56

### 6 指導員の配置

- ・各クラブに常勤指導員（臨時職員）2名ずつ配置
- ・その他、クラブの状況に応じて加配指導員（パート）を配置

### 7 入会負担金

- ・午後6時まで 月額5,000円（おやつ代含む）
- ・午後6時30分まで 月額5,250円（おやつ代含む）
- ・午後7時まで 月額5,500円（おやつ代含む）

※同一世帯で2人以上入会の場合、2人目以降は上記の半額

## ○聖籠町児童クラブ条例

平成十五年六月二十三日  
条例第十七号

### (目的)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第二項の規定に基づき、昼間保護者等のいない家庭の小学校低学年児童に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

### (名称及び実施場所)

第二条 聖籠町児童クラブ(以下「クラブ」という。)の名称及び実施場所は、次のとおりとする。

- 一 蓮野児童クラブ 聖籠町立蓮野小学校内
- 二 山倉児童クラブ 聖籠町立山倉小学校内
- 三 亀代児童クラブ 聖籠町立亀代小学校内

### (対象児童)

第三条 クラブに入会できる者は、聖籠町に住所を有する者で、保護者等が労働等により昼間家庭にいない小学校一年生から三年生までの児童とする。

- 2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めた児童も入会させることができるものとする。

### (入会の手続)

第四条 保護者は、児童をクラブに入会させようとする場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

### (退会の届出)

第五条 保護者は、児童をクラブから退会させようとする場合は、町長に届け出なければならない。

### (負担金)

第六条 町長は、クラブの利用につき、入会の許可をした児童の保護者から負担金を徴収するものとする。

- 2 負担金の額は、規則で定めるものとする。
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認める場合は、その負担金の全部又は一部を減免することができる。

### (許可の取消し等)

第七条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、入会の許可を取り消し、又はクラブの利用を一時停止させることができる。

- 一 児童が第三条に定める入会の資格を失った場合
- 二 正当な理由なく負担金を滞納した場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、町長がクラブの管理運営上支障があると認める場合

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一五年規則第二三号で平成一五年九月一日から施行)

附 則(平成二四年六月一五日条例第一五号)

この条例は、公布の日から施行する。

○聖籠町児童クラブ条例施行規則

平成十五年十月三日  
規則第二十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、聖籠町児童クラブ条例(平成十五年条例第十七号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第二条 聖籠町児童クラブ(以下「クラブ」という。)に入会できる児童は、条例第三条に定める児童であつて、次の各号に該当しないものとする。

- 一 感染症であると認められる者
- 二 クラブでの生活に耐え得ない者
- 2 クラブに緊急一時入会できる児童は、次の各号のいずれかに該当する者とし、月八日を限度として利用できるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、これを超えて利用できるものとする。
  - 一 冠婚葬祭及び保護者等の病気により、昼間保護者等がいない者
  - 二 急な仕事等で昼間保護者等がいない者
- 3 条例第三条第二項に規定する「町長が特に必要と認めた児童」とは、次の各号のいずれかに該当し、保護者等が労働等により昼間家庭にいないため、クラブで保育が必要な児童をいう。
  - 一 児童のみでの留守番が困難であると認められる小学校四年生から六年生までの児童
  - 二 通学区域外就学が認められ、町内小学校に通学している児童

(入会の手続)

第三条 条例第四条の規定により、クラブに入会させようとする保護者は、別記様式第一号による児童クラブ入会許可申請書に別記様式第二号による児童クラブ用勤務証明書又は別記様式第三号による児童クラブ用自営業・保育不能申立書を添えて町長に提出しなければならない。また、緊急一時入会者においては、別記様式第四号による児童クラブ緊急一時入会許可申請書を町長に提出しなければならない。

(入会の許可等)

第四条 町長は、前条の申請があつた場合は、これを審査し、入会の可否を決定し、別記様式第五号による児童クラブ入会許可(却下)通知書又は別記様式第六号による児童クラブ緊急一時入会許可(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

(退会の届出)

第五条 条例第五条の規定により、クラブを退会させようとする保護者は、別記様式第七号による児童クラブ退会届を町長に提出しなければならない。

(負担金)

第六条 条例第六条第二項の規定により徴収する負担金額は、次に掲げる額とする。ただし、同一世帯で二人以上の児童がクラブに入会する場合は、二人目以降の負担金額は、次に掲げる額の半額とする。

- 一 午後六時までの利用の場合 月額五千円
  - 二 午後六時三十分までの利用の場合 月額五千二百五十円
  - 三 午後七時までの利用の場合 月額五千五百円
- 2 月途中に入会した場合の負担金額は、負担金額に当該月の途中入会日からの開設日数を乗じて得た額を二十五で除した額とする。また、月途中に退会した場合の負担金額は、負担金額に当該月の途中退会日までの開設日数を乗じて得た額を二十五で除した額とする。ただし、開設日数が二十日を超える場合は、適用しない。
- 3 保護者等のやむを得ない事情により第一項各号に規定する時間を越えて利用した場合は、児童一人の利用につき三十分ごとに五十円を第一項各号に規定する負担金額に加算するものとする。
- 4 緊急一時入会者の負担金額は、児童一人の利用につき次に掲げる額とする。
- 一 四時間未満の利用の場合 一回二百円
  - 二 四時間以上の利用の場合 一回三百円
  - 三 午後六時以降の利用の場合 第一号又は前号の額に三十分ごと五十円を加算した金額

(負担金の納期限等)

第七条 負担金は、当該月分をその月の末日までに納付しなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて納期限とする。

- 2 負担金は、口座振替による納付とする。ただし、特別な事由により口座振替が困難な場合は、納入通知書により納付することができる。
- 3 緊急一時入会者の負担金は、利用日までに町が指定する場所で納付しなければならない。
- 4 既に納めた負担金は、還付しない。ただし、特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(負担金の減免)

第八条 条例第六条第三項に規定する特別の事情があると認める場合及び減免の割合は次のとおりとする。

- 一 保護者の住居が災害等により全壊又は全焼した場合 百パーセント(事由が発生した日の属する月から六月間)
- 二 保護者の住居が災害等により半壊、半焼又は床上浸水した場合 五十パーセント(事由が発生した日の属する月から三月間)

三 保護者の属する世帯が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による被保護世帯の場合 百パーセント

四 保護者の属する世帯が当該年度分(四月から六月分までの減免の場合においては、前年度分)の町民税非課税世帯の場合 五十パーセント

2 前項各号の事由により、負担金の減免を受けようとする保護者は、別記様式第八号による児童クラブ負担金減免申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合は、これを審査し、減免の可否及び減免額を決定し、別記様式第九号による児童クラブ負担金減免決定(却下)通知書により、保護者に通知するものとする。

(異動の届出)

第九条 入会児童又は保護者の住所又は身上等に変更があつたときは、保護者は、別記様式第十号による児童クラブ入会児童(保護者)申請内容変更届を速やかに町長に提出しなければならない。

2 前項の届出により負担金額が変更となる場合は、事由が発生した日の属する月の翌月分から変更後の額とする。

(休日)

第十条 クラブの休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日とすることができる。

一 日曜日

二 祝日法による休日

三 八月十三日から十五日及び十二月二十九日から翌年の一月三日まで

(開設時間)

第十一条 クラブの開設時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

一 月曜日から金曜日までの開設時間は、午後一時から午後六時までとする。

二 聖籠町立学校管理運営に関する規則(平成十六年教委規則第八号)第七條に規定する小学校の休業日の開設時間は、午前七時三十分から午後六時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童の保護者が勤務時間等の都合により、午後六時までに迎えが間に合わない場合は、午後七時を限度として開設時間を延長することができる。この場合において、恒常的な延長時間の利用については、別記様式第二号による児童クラブ用勤務証明書又は別記様式第三号による児童クラブ用自営業・保育不能申立書により、午後六時までに迎えが間に合わない判断される場合に限るものとする。

(その他)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十五年九月一日から適用する。

附 則(平成一七年三月二四日規則第一一七号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月一四日規則第一七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年九月二〇日規則第四三三号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二〇年三月一九日規則第五号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年五月二六日規則第二一七号)

この規則は、公布の日から施行する。

